

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-106972

(P2016-106972A)

(43) 公開日 平成28年6月20日(2016.6.20)

(51) Int.Cl.

A45B 9/04 (2006.01)

F 1

A 45 B 9/04

テーマコード(参考)

A 3 B 1 O 4

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号

特願2014-249579 (P2014-249579)

(22) 出願日

平成26年12月10日 (2014.12.10)

(71) 出願人 514315230

樋口 正

東京都大田区田園調布本町16の12

(74) 代理人 100096426

弁理士 川合 誠

(74) 代理人 100089635

弁理士 清水 守

(74) 代理人 100116207

弁理士 青木 俊明

(72) 発明者 樋口 正

東京都大田区田園調布本町16の12

F ターム(参考) 3B104 AA01 DB02

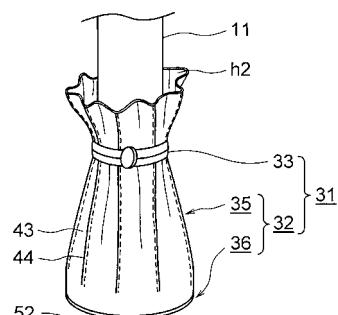
(54) 【発明の名称】杖先カバー

(57) 【要約】

【課題】使用者が、杖を床面に安定させて突き当てることができ、安全に歩行することができるようとする。

【解決手段】側面包囲部35及び底面包囲部36を備えたカバー本体32と、カバー本体32を杖11に固定するための固定部材33とを有する。側面包囲部35は、外周面における複数箇所に、高さ方向に延在させて形成されたステッチ44を備え、底面包囲部36は、底板部、底板部の下面に取り付けられた第1の滑止部材、及び底板部の上面に取り付けられた第2の滑止部材を備える。カバー本体32の上端の近傍における内周面に第3の滑止部材が配設される。杖11を床面に突き当てたときに、杖11が床面を滑ることがない。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

- (a) 杖の石突き部の側面を包囲する側面包囲部、及び該側面包囲部の下端に取り付けられ、石突き部の底面を包囲する底面包囲部を備えたカバー本体と、
(b) 該カバー本体の上端の近傍における外周面に巻装されて、カバー本体を杖に固定するための固定部材とを有するとともに、
(c) 前記側面包囲部は、外周面における複数箇所に、高さ方向に延在させて形成されたステッチを備え、
(d) 前記底面包囲部は、石突き部の底面に対応する形状を有する底板部、該底板部の下面に取り付けられた第1の滑止部材、及び前記底板部の上面に取り付けられた第2の滑止部材を備え、
(e) 前記カバー本体の上端の近傍における内周面の、高さ方向における前記固定部材と同じ位置に、杖における石突き部より上方の部分と当接させられる第3の滑止部材が配設されることを特徴とする杖先カバー。

【請求項 2】

前記側面包囲部の円周方向における各ステッチ間に、径方向内方に向けて突出させられた複数の湾曲部が形成される請求項1に記載の杖先カバー。

【請求項 3】

前記固定部材は、所定のステッチに一体に取り付けられた被係止具、弾性材料から成り、前記被係止具と連結された紐部材、及び該紐部材の所定の位置に取り付けられた係止具を備える請求項1又は2に記載の杖先カバー。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、杖先カバーに関するものである。

【背景技術】**【0002】**

一般に、歩行を補助するための杖は、ロッド部、ロッド部の一端に形成された石突き部、及びロッド部の他端に形成された握り部を備える。

【0003】

ところで、屋外で使用した杖をそのまま屋内で使用すると、屋外で使用したときに石突き部に付着した汚れによって屋内の床面が汚れてしまう。特に、介護施設、病院等においては、杖の使用者の出入りが多いので、例えば、屋外で使用された杖の石突き部にウィルス等が付着していると、介護施設、病院等の利用者がウィルスに感染するおそれがある。

【0004】

そこで、杖の石突き部に取り付けることによって、屋外で使用した杖を屋内でも衛生的に使用することができるようにした杖先カバーが提供されている。

【0005】

図2は従来の杖先カバーを杖に装着した状態を示す斜視図である。

【0006】

図において、11は杖、12は該杖11に対して着脱自在に装着された杖先カバーであり、該杖先カバー12は、シート状の材料によって形成された本体13、及び該本体13に巻装されたベルト14から成る。

【0007】

また、15は、前記本体13の上端に形成され、杖12の図示されない石突き部を挿入するための開口部、16は、前記本体13の上端の近傍の複数箇所に形成され、ベルト14を通すためのベルト通し、17は前記ベルト14の一端に取り付けられたリング、18は本体13の外側底面に取り付けられた滑止めである。

【0008】

開口部15から石突き部を挿入した後、ベルト14の他端を各ベルト通し16に通して

10

20

30

40

50

本体13の周囲を一周させ、前記リング17に通すことによって、ベルト14が本体13に巻装される。

【0009】

このようにして杖11に杖先カバー12を装着することによって、屋外で使用した杖12を床面を汚すことなく屋内で使用することができる（例えば、特許文献1参照。）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0010】

【特許文献1】特開2000-300318号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0011】

しかしながら、前記従来の杖先カバー12においては、本体13の外側底面に滑止め18が取り付けられているので、杖11が床面を滑ることはないが、杖11を床面に突き当てたときに、本体13が変形し、本体13内で石突き部が移動すると、実質的に杖11が床面を滑ったことになる。

【0012】

特に、本体13の内側底面の面積と、石突き部における前記内側底面と当接する面の面積とが異なる場合は、杖11を床面に突き当てたときに、本体13が変形しやすく、本体13内で石突き部が大きく移動してしまい、本体13によって石突き部を安定させて保持することができない。

20

【0013】

その結果、杖先カバー12の状態が極めて不安定になり、使用者は、杖11を床面に安定させて突き当てることができず、安全に歩行することができない。

【0014】

本発明は、前記従来の杖先カバーの問題点を解決して、使用者が、杖を床面に安定させて突き当てることができ、安全に歩行することができる杖先カバーを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0015】

30

そのために、本発明の杖先カバーにおいては、杖の石突き部の側面を包囲する側面包囲部、及び該側面包囲部の下端に取り付けられ、石突き部の底面を包囲する底面包囲部を備えたカバー本体と、該カバー本体の上端の近傍における外周面に巻装されて、カバー本体を杖に固定するための固定部材とを有する。

【0016】

そして、前記側面包囲部は、外周面における複数箇所に、高さ方向に延在させて形成されたステッチを備える。

【0017】

また、前記底面包囲部は、石突き部の底面に対応する形状を有する底板部、該底板部の下面に取り付けられた第1の滑止部材、及び前記底板部の上面に取り付けられた第2の滑止部材を備える。

40

【0018】

そして、前記カバー本体の上端の近傍における内周面の、高さ方向における前記固定部材と同じ位置に、杖における石突き部より上方の部分と当接させられる第3の滑止部材が配設される。

【発明の効果】

【0019】

本発明によれば、杖先カバーにおいては、杖の石突き部の側面を包囲する側面包囲部、及び該側面包囲部の下端に取り付けられ、石突き部の底面を包囲する底面包囲部を備えたカバー本体と、該カバー本体の上端の近傍における外周面に巻装されて、カバー本体を杖

50

に固定するための固定部材とを有する。

【0020】

そして、前記側面包囲部は、外周面における複数箇所に、高さ方向に延在させて形成されたステッチを備える。

【0021】

また、前記底面包囲部は、石突き部の底面に対応する形状を有する底板部、該底板部の下面に取り付けられた第1の滑止部材、及び前記底板部の上面に取り付けられた第2の滑止部材を備える。

【0022】

そして、前記カバー本体の上端の近傍における内周面の、高さ方向における前記固定部材と同じ位置に、杖における石突き部より上方の部分と当接させられる第3の滑止部材が配設される。

【0023】

この場合、底板部の下面に第1の滑止部材が取り付けられるので、杖を床面に突き当てたときに、杖が床面を滑ることがない。また、底板部の上面に第2の滑止部材が取り付けられるので、杖が第2の滑止部材上を滑ることなく、杖を床面に突き当てたときに、カバー本体内で石突き部が移動するのを防止することができる。したがって、杖先カバーの状態が安定し、使用者は、杖を床面に安定させて突き当てることができ、安全に歩行することができる。

【0024】

しかも、前記側面包囲部に複数のステッチが形成されるので、カバー本体の強度を高くすることができる。したがって、杖を床面に突き当てたときに、カバー本体が変形するのを防止することができるので、カバー本体内で石突き部が移動するのを一層防止することができる。

【0025】

さらに、カバー本体の上端の近傍における内周面に第3の滑止部材が配設されるので、固定部材をカバー本体に巻装したときに、第3の滑止部材が杖における石突き部より上方の部分と移動不能に当接させられる。したがって、杖を床面に突き当てたときに、カバー本体が変形するのを一層防止することができる。

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】本発明の実施の形態における杖先カバーを杖に装着した状態を示す斜視図である。

【図2】従来の杖先カバーを杖に装着した状態を示す斜視図である。

【図3】杖の先端部を示す斜視図である。

【図4】石突き部を示す斜視図である。

【図5】本発明の実施の形態における杖先カバーを杖に装着する前の状態を示す斜視図である。

【図6】本発明の実施の形態における杖先カバーを底面側から見た斜視図である。

【図7】本発明の実施の形態における杖先カバーの部分断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0027】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照しながら詳細に説明する。

【0028】

図3は杖の先端部を示す斜視図、図4は石突き部を示す斜視図である。

【0029】

図において、11は杖であり、該杖11は、杖11の本体を形成する杖本体部としてのロッド部21、ゴム材料で形成され、ロッド部21の一端(杖11の使用時における下端)において、杖11に対して着脱自在に配設された石突き部22、及びロッド部21の他端(杖11の使用時における上端)において、ロッド部21と一体に形成され、杖11の

10

20

30

40

50

使用者が把持するための図示されない握り部を備える。なお、本明細書において、杖 1 1 の使用時における各部材の下端を、以下、単に下端といい、杖 1 1 の使用時における各部材の上端を、以下、単に上端という。

【0030】

前記石突き部 2 2 は、上端部に、ロッド部 2 1 を挿入するための開口部 h 1 を備えた小径の第 1 の筒状部 2 5 を、下端部に、地面等と当接する面、すなわち、当接面としての底面 S 1 を備えた大径の第 2 の筒状部 2 6 を、第 1 、第 2 の筒状部 2 5 、2 6 間に、上端から下端にかけて徐々に径が大きくされた円錐形部 2 7 を有する。前記底面 S 1 には、杖 1 1 を地面等に突き当てたときに石突き部 2 2 が滑ることがないように、凹凸、本実施の形態においては、環状の溝 m 1 、m 2 、突起部 k 1 ~ k 3 等が形成される。

10

【0031】

ところで、屋外で使用した杖 1 1 をそのまま屋内で使用すると、屋外で使用したときに石突き部 2 2 に付着した汚れによって屋内の床面が汚れてしまう。特に、介護施設、病院等においては、杖 1 1 を使用する人の出入りが多いので、例えば、屋外で使用された杖 1 1 の石突き部 2 2 にウィルス等が付着していると、介護施設、病院等の利用者がウィルスに感染するおそれがある。

【0032】

そこで、杖 1 1 の石突き部 2 2 に杖先カバーを装着し、屋外で使用した杖 1 1 を床面を汚すことなく屋内でも使用することができるようになっている。

【0033】

つぎに、本実施の形態における杖先カバーについて説明する。

【0034】

図 1 は本発明の実施の形態における杖先カバーを杖に装着した状態を示す斜視図、図 5 は本発明の実施の形態における杖先カバーを杖に装着する前の状態を示す斜視図、図 6 は本発明の実施の形態における杖先カバーを底面側から見た斜視図、図 7 は本発明の実施の形態における杖先カバーの部分断面図である。

20

【0035】

図において、1 1 は杖、3 1 は袋状の形状を有し、杖 1 1 に対して着脱自在に装着された杖先カバーである。該杖先カバー 3 1 は、杖 1 1 に装着されたときに石突き部 2 2 (図 3) を包囲するカバー本体 3 2 、及び該カバー本体 3 2 の上端の近傍において、カバー本体 3 2 の外周面に巻装されて、カバー本体 3 2 を杖 1 1 に固定するための固定部材 3 3 を備える。前記カバー本体 3 2 の上端には、杖 1 1 に杖先カバー 3 1 を装着する際に、カバー本体 3 2 内に石突き部 2 2 を挿入するための開口部 h 2 が形成される。

30

【0036】

前記カバー本体 3 2 は、筒状の形状を有し、石突き部 2 2 の側面を包囲する側面包囲部 3 5 、及び該側面包囲部 3 5 の下端に取り付けられ、円形の形状を有し、石突き部 2 2 の底面 S 1 を包囲する底面包囲部 3 6 を備える。なお、前記側面包囲部 3 5 は、杖先カバー 3 1 が杖 1 1 に装着される前の状態において、図 5 に示されるように、下端から上端にかけて径が徐々に大きくされ、杖先カバー 3 1 が杖 1 1 に装着されると、図 1 に示されるように、下端から上端の近傍にかけて径が徐々に小さくされる。

40

【0037】

前記側面包囲部 3 5 は、扇状のシート 4 0 の両側縁を縫い合わせることによって形成された筒状体 4 3 から成り、該筒状体 4 3 の外周面の、円周方向における複数箇所、本実施の形態においては、8 箇所に、等ピッチで高さ方向に延在させてステッチ 4 4 が形成される。前記シート 4 0 は、布、樹脂等の材料、本実施の形態においては、布材料から成る表地 S a 及び裏地 S b を重ね、周縁を縫い合わせることによって形成される。また、前記ステッチ 4 4 は、前記シート 4 0 を、裏地 S b 同士が当接する方向に折り、折り目 4 5 から微小な、本実施の形態においては、1 . 5 [mm] 程度の縫い代を残して縫い目 4 6 を形成することによって形成される。そして、シート 4 0 に複数のステッチ 4 4 が形成されることによって、側面包囲部 3 5 の円周方向における各ステッチ 4 4 間には、径方向内方に

50

向けて突出させられた複数の、本実施の形態においては、8個の湾曲部49が形成される。

【0038】

このように、前記シート40に複数のステッチ44が形成され、各ステッチ44間に湾曲部49が形成されるので、側面包囲部35に張りを持たせ、カバー本体32の強度を高くすることができる。

【0039】

また、杖先カバー31は、杖11に装着される前の状態において、図5に示されるような形状を維持することができ、開口部h2を開いたままにすることができるので、杖11の使用者は、カバー本体32内に石突き部22を容易に挿入することができる。

10

【0040】

前記底面包囲部36は、前記表地Sa及び裏地Sbを厚紙を挟んで重ね、周縁を縫い合わせることによって板状に形成され、石突き部22の底面S1に対応する形状、すなわち、円形の形状を有する硬質の底板部51、前記カバー本体32の外側底面において、底板部51の下面に接着によって取り付けられた第1の滑止部材としての薄板状の外側底面滑止め52、及び前記カバー本体32の内側底面において、底板部51の上面に接着によって取り付けられた第2の滑止部材としての薄板状の内側底面滑止め53を備える。

【0041】

前記外側底面滑止め52及び内側底面滑止め53は、いずれも、アクリル系樹脂の粘着剤、シリコーンゴム等のゴム材料、ポリ塩化ビニルシート等のシート材等から成り、平坦部54、及び該平坦部54の複数箇所において突出させて形成された突起部55を備える。本実施の形態においては、外側底面滑止め52が平坦部54及び突起部55を備えるようになっているが、外側底面滑止め52を、底板部51の下面の複数箇所にゴム材料を塗布することによって形成された突起により形成することができる。

20

【0042】

また、前記カバー本体32の上端の近傍における内周面には、第3の滑止部材としての内周面滑止め61が帯状に配設される。該内周面滑止め61は、カバー本体32の内側における各湾曲面49の複数箇所、本実施の形態においては、3箇所にアクリル系樹脂の粘着剤を塗布することによって形成された突起62の集合体から成る。本実施の形態において、内周面滑止め61は複数の突起62の集合体から成るが、内周面滑止め61を、各湾曲面49に水平方向に延在させてゴム材料を帯状に塗布することによって形成された帯状体から成るようにすることができる。

30

【0043】

なお、前記内周面滑止め61は、杖11に杖先カバー31を装着し、カバー本体32内に石突き部22が挿入されたときに、前記各突起62が、ロッド部21における石突き部22より上方の部分と当接させられる。

【0044】

すなわち、前記内周面滑止め61は、カバー本体32の上端の近傍で、かつ、側面包囲部35の内周面における所定の位置、本実施の形態においては、側面包囲部35の高さ方向における固定部材33と同じ位置に配設される。

40

【0045】

前記固定部材33は、所定のステッチ44に、ステッチ44を形成する際に一体に縫い合わされた被係止具としてのリング状の布製のボタン通し65、弾性材料、本実施の形態においては、ゴム材料から成り、ボタン通し65と連結されたリング状の紐部材66、及び該紐部材66の所定の位置に取り付けられた係止具としてのボタン67を備える。

【0046】

前記紐部材66を引き伸ばし、側面包囲部35の周囲を一周させ、ボタン67をボタン通し65の輪に通すことによって、固定部材33がカバー本体32に巻装される。これにより、カバー本体32の上端の近傍が絞られ、カバー本体32が杖11に装着される。

【0047】

50

この場合、カバー本体32の上端の近傍が絞られ、突起62が、ロッド部21における石突き部22より上方の部分に移動不能に当接させられるので、杖先カバー31が杖11から抜け落ちることがない。

【0048】

このように、本実施の形態においては、杖先カバー31を杖11に対して着脱自在に装着することができるので、杖11の使用者は、屋内に入るときに、杖先カバー31を杖11に装着することによって、屋外で使用した杖11を屋内で使用することができる。したがって、屋外で使用したときに石突き部22に付着した汚れ、ウィルス等が屋内の床面に付着することがない。

【0049】

また、前記カバー本体32の外側底面において、底板部51の下面に外側底面滑止め52が取り付けられているので、杖11を床面に突き当てたときに、杖11が床面を滑ることがない。

【0050】

そして、前記カバー本体32の内側底面において、底板部51の上面に内側底面滑止め53が取り付けられているので、杖11の石突き部22が内側底面滑止め53上を滑ることがない。したがって、杖11を床面に突き当てたときに、カバー本体32内で石突き部22が移動するのを防止することができるので、杖先カバー31が安定し、使用者は、杖11を床面に安定させて突き当てることができ、安全に歩行することができる。

【0051】

しかも、前記シート40に複数のステッチ44が形成され、各ステッチ44間に湾曲部49が形成されるので、カバー本体32の強度を高くすることができる。したがって、杖11を床面に突き当てたときにカバー本体32が変形するのを防止することができるので、カバー本体32内で石突き部22が移動するのを一層防止することができる。

【0052】

また、カバー本体32の上端の近傍における内周面に内周面滑止め61が形成され、カバー本体32の上端の近傍における外周面に固定部材33が配設され、固定部材33をカバー本体32に巻装すると、カバー本体32の上端の近傍が絞られ、突起62が、ロッド部21における石突き部22より上方の部分と移動不能に当接させられる。したがって、杖11を床面を突き当てたときにカバー本体32が変形するのを一層防止することができる。

【0053】

なお、本発明は前記実施の形態に限定されるものではなく、本発明の趣旨に基づいて種々変形させることができあり、それらを本発明の範囲から排除するものではない。

【符号の説明】

【0054】

1 1	杖
2 2	石突き部
3 1	杖先カバー
3 2	カバー本体
3 3	固定部材
3 5	側面包囲部
3 6	底面包囲部
4 4	ステッチ
5 1	底板部
5 2	外側底面滑止め
5 3	内側底面滑止め
6 1	内周面滑止め
S 1	底面

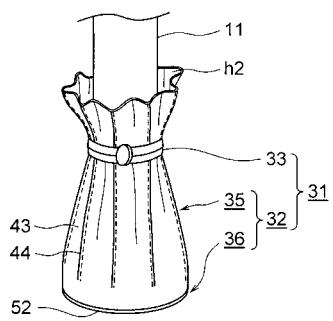
10

20

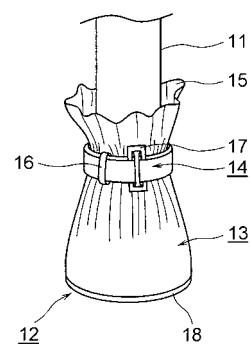
30

40

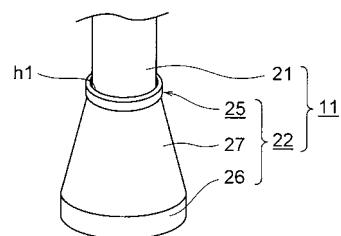
【図 1】



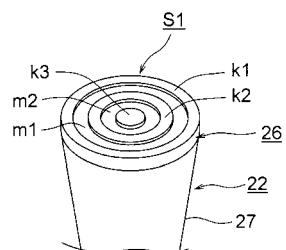
【図 2】



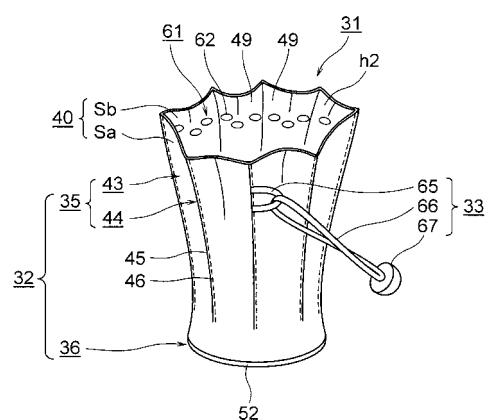
【図 3】



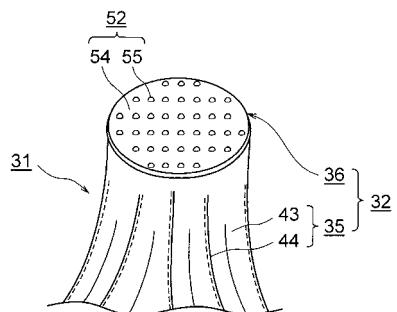
【図 4】



【図 5】



【図6】



【図7】

